浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金交付要綱

（目的）

第１条　市長は、「ものづくり型スタートアップ」及び「ディープテック型スタートアップ」の市内定着を促進するため、「浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金（以下、「交付金」という。）」について、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和５５年浜松市規則第１７号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「スタートアップ」とは、革新的なアイデアなどで新たな価値を生み出し急成長を目指す事業者をいう。

２　この要綱において「認定事業」とは、支援対象となる次の各号の要件を全て満たす公益性の高い事業として、浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金審査会が審査し、市長が認める事業をいう。

(1) 別表１に定める事業分野のいずれかに該当する事業であること。ただし、別表２に定める事業を除く。

(2) 事業の期間が、２年以下であること。ただし、市長はその内容を審査し認める場合は、１年以内の範囲で延長をすることができる。

（対象事業者）

第３条　交付金は、申請時点において、別表３に掲げるいずれかに該当する者で次の各号の要件を全て満たすものに交付する。

(1) 本市の「調査・探索」支援プログラム又は国等のスタートアップ支援プログラム等を受け、本市でのビジネス展開の確度が高まった者又はその他市長が特別に認める者であること。

(2) 国内に事務所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）であること。

(3) 市内に本社を置き（個人の場合は、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づき本市の住民基本台帳に登録されていること）、市内において認定事業を実施しようとするものであること。

(4) 市区町村税を完納していること。

(5) 当該年度において、市から同種の補助金の交付を受けていないこと。

(6) 過去３年以内において、第１９条第１項の規定による交付決定の取消しを受けたことがないこと。

(7) 過去１０年以内において、交付金の交付を受けていないこと。

(8) 暴力団員等（浜松市暴力団排除条例（平成２４年浜松市条例第８１号）第２条第４号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）となっている法人に該当しないこと。

（交付の申請）

第４条　交付金の交付申請をしようとするときは、次に掲げる全ての書類を、市長が定める期日までに提出しなければならない。

(1) 浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金交付申請書（第１号様式）
(2) 申請者の概要資料
(3) 事業提案書
(4) 利害関係者の確認
(5) 事業計画、資金計画が分かる書類
(6) 会社定款及び登記事項証明書、これらに相応する書類（写し可）
(7) 浜松市内に本社を有していない場合には本社の所在する市区町村の市区町村税納税証明書（未納がないことを証する書類）（直近１期分）
(8) 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し（交付金申請者が給与所得者を雇用している場合）
(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付金対象経費）
第５条　交付金の対象となる経費は、別表４で掲げる経費であって、当該認定事業の実施に必要があると市長が認めるものとする。
２　認定事業を実施するための経費は、最も安価かつ効果的に活用するよう努めなければならない。

（交付限度額）
第６条　交付金の額は、前条の規定する交付金対象経費の２分の１以内の額で、５００万円を上限として交付する。ただし、交付金の額に１，０００円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。

（善管注意義務）
第７条　事業者は、善良な管理者の注意をもって、第１条の目的に従い、交付金を受けて取得又は効用が増加した財産を管理しなければならない。

（交付決定等）
第８条　市長は、交付金の交付申請があったときは、その内容を審査し、交付金を交付すべきであると認めたときは、交付金の交付決定をするものとする。
２　市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、交付金交付申請に係る事項につき修正を加えて交付決定をするものとする。
３　市長は、交付金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付した条件並びに前項による修正事項を、交付金の交付申請をした者に対し、浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金交付決定兼確定通知書（第２号様式）により通知するものとする。

（交付の条件）
第９条　市長は、交付決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。
(1) 交付金は、認定事業以外の目的に使用してはならない。
(2) 善良な管理者の注意をもって、第１条の目的に従い、交付金を受けて取得又は効用の増加した財産を管理し、担保に供してはならない。
(3) 市税の滞納をしてはならない。
(4) 認定事業に関わる経理と他の経理は明確に区別しなければならない。
(5) 認定事業をその計画の途中で中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けなけれ

ばならない。
(6) 前号に掲げるもののほか、認定事業の実施期間及び内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更の場合を除く。
ア　交付確定額の２０％以下の金額での科目の配分変更を行う場合
イ　１００万円を超えない範囲で科目を新規に設ける場合
ウ　事業の内容及び事務能率に関係のない事業計画の細部変更である場合
エ　事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者の自由な創意により、更に能率的な交付目的達成に資するものと考えられる場合
(7) 認定事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
(8) 交付金交付後、認定事業終了まで毎年度、第１５条に定める実績報告書（第８号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めた場合この限りでない。
(9) 認定事業は、前条の規定により決定した期間内に着手すること。ただし、市長が認めた場合この限りでない。
(10) 認定事業終了後、第１７条に定める認定事業収支報告書（第１０号様式）及び認定事業終了報告書（第１１号様式）を市長に提出しなければならない。
(11) 認定事業終了後、交付金の残金があるときは、市に納付しなければならない。
(12) 当該認定事業の成果に基づく収益（吸収・合併により得た収益を含む）が生じたときは、交付された交付金の額を上限とする本市への寄附又は本市スタートアップの成長に寄与する事業への協力をすること。
(13) 規則第１７条第１項の規定により交付金の交付の取消しを受け、交付金の返還の請求を受けたとき又は当該変換の期限までに納付しなかったときは、規則第１８条の２の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
(14) 交付金の返還を受け、当該交付金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第１８条の３の規定に基づき、他の交付すべき交付金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
(15) 事業者は、認定事業の収支に関する帳簿や領収書等の関係書類を、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から１０年間、保管しなければならない。
(16) 前各号に定めるもののほか市長が必要と認める事項。

（申請の取下げ）
第１０条　交付金の交付申請をした者は、第８条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付金交付決定兼確定通知書を受領した日から起算して７日経過した日までに申請の取下げをすることができる。
２　前項の規定により交付金交付申請の取下げをするときは、浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金交付申請取下書（第３号様式）を市長に提出するものとする。
３　第１項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

（交付金の請求等）
第１１条　第８条の規定による交付決定を受けた事業者が、交付金を請求しようとするときは、浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金交付請求書（第４号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付金の交付）

第１２条　市長は、前条に規定する交付金の請求について、内容を確認した後、事業者に対し、当該請求書を受理した日の翌日から３０日以内に当該請求に係る交付金を交付するものとする。

（事業変更等）

第１３条　第９条第５号及び第６号の規定に基づく承認の申請は、次の書類を市長へ提出して行わなければならない。

(1) 事業変更承認申請書（第５号様式）

(2) 変更事業計画

(3) 変更事業収支予算書

２　市長は、前項の規定により事業変更承認申請があった場合は、その内容を審査し、その結果を、事業変更（不）承認通知書（第６号様式）により通知するものとする。

（実施状況報告）

第１４条　市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、市長が必要と認める期間の事業の遂行状況について、報告を求めることができる。

２　前項の規定による報告は、実施状況報告書（第７号様式）によるものとする。

３　市長は、必要があると認めるときは、事業の実施状況をいつでも実地調査することができる。

（実績報告）

第１５条　事業者は、認定事業の会計年度を４月１日から翌年３月３１日までとし、毎年度の事業の実施状況について、実績報告書（第８号様式）を提出しなければならない。

（是正のための措置）

第１６条　市長は、第１４条及び第１５条の規定による報告について、認定事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業者に対してこれを遂行するための措置を採るべきよう、是正の指示をするものとする。

２　市長は、是正の内容について、是正指示書（第９号様式）により通知する。

（事業終了報告書）

第１７条　事業者は認定事業が終了したときは、認定事業収支報告書（第１０号様式）及び認定事業終了報告書（第１１号様式）に必要な書類を添付し、当該事業が終了した日から起算して２月を経過した日までに市長へ提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による認定事業収支報告書及び認定事業終了報告書を受けたときは、その内容を審査し、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査するものとする。

３　市長は、前項の規定による審査の結果、認定事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、事業者に対してこれに適合させるための措置を採るべきよう、是正の指示をするものとする。

４　市長は、審査の結果を認定事業終了報告審査結果通知書（第１２号様式）により通知する。

（寄附等の協力）

第１８条　市長は、前条の最終報告書により、事業者に相当の収益が生じた場合には、交付された交付金の額を上限とする本市への寄附又は本市スタートアップの成長に寄与する事業への協力を求めることができる。

（事業者の責に帰すべき事由による決定の取消し）

第１９条　市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その内容を審査し、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 交付金を他の用途に使用をしたとき。

(2) 認定事業に関して、不正、虚偽、怠慢その他不適切な行為をしたとき。

(3) 事業者が第１６条の規定による市長の是正指示に従わなかったとき。

(4) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく市長の処分に違反したとき。

(5) 事業者が法人格を失ったとき、又は解散したとき。

(6) 事業者が第９条第５号の規定により、認定事業の中止又は廃止の申請をしたとき。

(7) 事業者が第１４条第３項による必要な調査に応じなかったとき。

(8) 市内事務所を休止又は廃止したとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、交付金を交付することが不適当であると市長が認めたとき。

２　前項の規定により交付決定の全部若しくは一部を取消しする場合は、浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金交付決定兼確定取消通知書（第１３号様式）により通知するものとする。

３　市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金返還命令書（第１４号様式）により、その返還を命じるものとする。

（事情変更による交付決定の取消し等）

第２０条　市長は、交付決定をした場合において、その後の天災地変等、事業者の責めに帰すことができない事情の変更により特別の必要が生じたときは、その内容を審査し、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、交付した金額のうち既に当該事業を実施した部分については、この限りでない。

２　市長は、前項の規定による交付決定の取消しにより特別に発生した事業に対しては、次に掲げる経費に限り、交付金を交付するものとする。この場合において、第２１条第１項又は第２項の規定により、既に交付した交付金を納付させるときは、当該納付する交付金とを相殺することができる。

(1) 認定事業に係る機械、器具及び仮設物等の撤去その他の残務処理等に要する経費

(2) 認定事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

３　第１項の規定により交付決定の全部若しくは一部を取り消しする場合は、浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金交付決定兼確定取消通知書（第１３号様式）により通知するものとする。

４　第１項の規定により交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更する場合は、浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金変更交付決定兼確定通知書（第１５号様式）により通知するものとする。

（交付金の残額の取扱）

第２１条　市長は、第１９条第１項及び第２０条第１項の規定により交付決定を取り消した場合において、交付の取消しに係る部分に関し既に交付金が交付されているときは、事業者に対し、期限を定めて当該交付金を市へ納付させるものとする。

２　市長は、第９条第１１号の規定により事業者に市への納付義務が生じたときは、事業者に対し、期限を定めて市へ納付させるものとする。

３　前２項の規定により事業者に対し、交付金を市へ納付させるときは、浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金納付通知書（第１６号様式）により通知する。

（加算金及び遅延損害金）

第２２条　事業者は、第１９条第１項の規定により交付決定の取消しを受け、交付金を市へ納付する旨の請求を受けたときは、規則の規定による加算金の額の計算の例によって算出した加算金を市に納付しなければならない。

２　事業者は、交付金納付の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則の規定による遅延損害金の額の計算の例によって算出した遅延損害金を市に納付しなければならない。

（他の交付金の一時停止等）

第２３条　市長は、事業者が交付金の納付の請求を受け、当該交付金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき交付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該交付金と未納付額とを相殺することができる。

（財産処分の制限）

第２４条　本補助金の交付を受けた者は、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合を除き、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は処分してはならない。

２　財産の処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）は、財産の取得日と財産を事業の用に供した日のいずれか遅い方を起算日として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）別表第１から別表第６までに定める耐用年数のとおりとする。

３　第１項の承認を受けようとする補助事業者は、財産処分承認申請書（第１７号様式）により市長に申請しなければならない。

４　市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、承認すべきであると認めたときは、当該申請者に対し、財産処分承認通知書（第１８号様式）により通知するものとする。

５　前項の承認にあたっては、補助事業者の責に帰さない事情等によるやむを得ない場合を除き、財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を市に納付する旨の条件を付すものとする。

６　財産処分納付金の額は、当該補助金の額に処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）の割合を乗じて得た額とする。

７　第４項の承認を受けた補助事業者が当該承認にかかる財産を処分したときは、その内容について財産処分報告書（第１９号様式）により市長に報告するものとする。

（認定事業の経理等）

第２５条　事業者は、認定事業についての会計帳簿を備え、他の経理と区分して事業の収入額及び支出額を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

２　市長は、市長が必要と認める場合は、交付金の使途及び帳簿等について、いつでも実地検査することができる。

（審査会）

第２６条　市長は、次に掲げる審査をするため、浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金審査会を開催することができる。

(1) 第２条第２項に定める認定事業の認定

(2) 第８条第１項に定める交付申請に関する審査

(3) 第１３条第２項に定める事業変更承認申請に関する審査

(4) 第１７条第２項に定める認定事業収支報告書及び認定事業終了報告書に関する審査

(5) 第１９条第１項に定める事業者の責に帰すべき事由による決定の取消しに関する審査

(6) 第２０条第１項に定める事情変更による交付決定の取消し等に関する審査

（公開）

第２７条　事業者は、この要綱に基づき浜松市へ提出された書類については、浜松市情報公開条例（平成１３年浜松市条例第３２号）に基づき、公開又は、非公開を決定するものとする。

（協議事項）

第２８条　本要綱に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、事業者は市と協議の上、 業務を進めるものとする。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和８年７月１日から施行し、令和８年度までの交付金に適用する。

別表１（第２条第２項第１号関係）

事業分野
健康・医療関連分野
次世代輸送用機器関連分野
環境・エネルギー関連分野
新農業関連分野
光・電子関連分野
デジタル関連分野
ロボティクス関連分野

別表２（第２条第２項第１号関係）

認定事業の対象外とする事業
特定の政治、宗教、選挙活動に関する事業
公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
他の法令に抵触する事業又は業務上必要な許可等が取得できない事業
イベント開催のみの事業

別表３（第３条関係）

区分	対象事業者の要件（第３条関係）
ものづくり型 スタートアップ	革新的なハードウェア（素材・材料・部品等を含む）や製造業の生産性向上に資する革新的な開発等のものづくりに関わる事業を行うスタートアップ
ディープテック型 スタートアップ	自然科学分野（物理・化学・生物・材料・エネルギー・工学等）での研究を通じて得られた科学的な発見に基づき、革新的技術の確立と事業化・社会実装に向けて、長期の研究開発と大規模な資金投資を要する事業を行うスタートアップ

別表４（第５条第１項関係）

区分	科目
Ⅰ．売上原価・製造原価	１．仕入代金
	２．材料費
	３．外注費
	４．労務費
	５．経費
Ⅱ．販売費及び一般管理費	１．人件費
	２．消耗品費
	３．旅費
	４．研究開発費
	５．その他経費
Ⅲ．その他固定資産取得費等	１．土木・建築工事費
	２．機械装置等製作・購入費
	３．改造修理費
Ⅳ．その他経費	１．その他経費

※　すべて認定事業に係る経費とする。
※　支払いを証明することができないものは対象外経費とする。

第１号様式（第４条関係）

令和　　年　　月　　日

（あて先）浜松市長

所　在　地
名　　称
代表者氏名
※代表者の署名又は記名押印
連絡先　℡

浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金交付申請書

浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金について、交付金の交付を受けたいので、下記のとおり、浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金交付要綱第４条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

１　事業の名称

２　事業の実施時期　　令和　　年　　月　～　　令和　　年　　月

３　交付申請金額　　円

４　国、県その他公共団体及び財団法人、社団法人その他民間機関からの補助金等の支援の有無又は受ける予定の有無

有　（補助金等を支給する機関　　）　　無

５　市税の納付又は納入の状況の確認についての同意（同意する場合は下記に☑を記入）

□　浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金交付要綱第４条の規定により、市において、交付金交付申請者の市税の納付状況について確認することに同意します。

６　暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入）

□　浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。

（１）次に掲げる者のいずれにも該当しません。

・暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成２４年浜松市条例第８１号。以下「条例」という。)第２条第１号に規定する暴力団をいう。）
・暴力団員等（条例第２条第４号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
・暴力団員等と密接な関係を有する者
・（法人その他の団体の場合）上記３点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

（２）浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

第２号様式（第８条関係）

浜松市指令〇〇第　　号
令和　　年　　月　　日

様

浜松市長

浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金交付決定兼確定通知書

令和　　年　　月　　日付けで提出のあった浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金交付申請について、浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金交付要綱第８条第３項の規定により次のとおり条件を付して交付決定します。

記

１　認定事業の名称

２　認定事業の実施時期　　令和　　年　　月　～　　令和　　年　　月

３　交付決定金額

金									円

４　条　件

(1) 交付金は、認定事業以外の目的に使用してはならない。
(2) 善良な管理者の注意をもって、第１条の目的に従い、交付金を受けて取得又は効用の増加した財産を管理し、担保に供してはならない。
(3) 市税の滞納をしてはならない。
(4) 認定事業に関わる経理と他の経理は明確に区別しなければならない。
(5) 認定事業をその計画の途中で中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。
(6) 前号に掲げるもののほか、認定事業の実施期間及び内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更の場合を除く。

ア　交付確定額の２０％以下の金額での科目の配分変更を行う場合
イ　１００万円を超えない範囲で科目を新規に設ける場合
ウ　事業の内容及び事務能率に関係のない事業計画の細部変更である場合
エ　事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者の自由な創意により、更に

能率的な交付目的達成に資するものと考えられる場合

(7) 認定事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(8) 交付金交付後、認定事業終了まで毎年度、第１５条に定める実績報告書（第８号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めた場合この限りでない。

(9) 認定事業は、第８条の規定により決定した期間内に着手すること。ただし、市長が認めた場合この限りでない。

(10) 認定事業終了後、第１７条に定める認定事業収支報告書（第１０号様式）及び認定事業終了報告書（第１１号様式）を市長に提出しなければならない。

(11) 認定事業終了後、交付金の残金があるときは、市に納付しなければならない。

(12) 当該認定事業の成果に基づく収益（吸収・合併により得た収益を含む）が生じたときは、交付された交付金の額を上限とする本市への寄附又は本市スタートアップの成長に寄与する事業への協力をすること。

(13) 規則第１７条第１項の規定により交付金の交付の取消しを受け、交付金の返還の請求を受けたとき又は当該変換の期限までに納付しなかったときは、規則第１８条の２の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。

(14) 交付金の返還を受け、当該交付金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第１８条の３の規定に基づき、他の交付すべき交付金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

(15) 事業者は、認定事業の収支に関する帳簿や領収書等の関係書類を、交付金の交付額確定通知書の送付を受けた日から１０年間、保管しなければならない。

(16) 前各号に定めるもののほか市長が必要と認める事項。

５　申請内容の修正事項

第３号様式（第１０条関係）

令和　　年　　月　　日

（あて先）浜松市長

所　在　地
団体の名称
代表者氏名
※代表者の署名又は記名押印
連絡先　℡

浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金交付申請取下書

令和　　年　　月　　日付け浜松市指令〇〇第　　号で交付決定のありました下記の浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金について、浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金交付要綱第１０条第２項の規定により申請の取り下げをします。

記

１　認定事業の名称

２　交付決定金額　　円

第４号様式（第１１条関係）

年　　月　　日

（あて先）浜松市長

所　在　地
名　　称
代表者氏名

浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金交付請求書

年　　月　　日付浜〇〇第　　号により交付確定した交付金について、浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金交付要綱第１１条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

交付請求額

	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金		￥							

下記口座へ振込みを依頼します。

金融機関	銀行　　営業部 金庫　　支店
預金種別	１　普通　　２　当座　　３（　　）
口座番号	
口座名義人	ﾌﾘｶﾞﾅ

第５号様式（第１３条関係）

令和　　年　　月　　日

（あて先）浜松市長

所　在　地
名　　称
代表者氏名
※代表者の署名又は記名押印
連絡先　℡

事業変更承認申請書

令和　　年　　月　　日付け浜松市指令〇〇第　　号により交付決定を受けた浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金の事業を下記のとおり変更したいので、浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金交付要綱第１３条第１項の規定により申請します。

記

１　認定事業の名称

２　変更の内容
（承認を受けようとする交付金の額、事業計画又は、収支予算など）

３　変更の理由

第６号様式（第１３条関係）

浜松市指令〇〇第　　号
令和　　年　　月　　日

様

浜松市長

事業変更（不）承認通知書

令和　　年　　月　　日付けにて申請のありました事業変更承認申請について、承認　・　不承認　としましたので、浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金交付要綱第１３条第２項の規定により通知します。

記

１　変更の内容

２　理由（不承認の場合のみ）

第７号様式（第１４条関係）

令和　　年　　月　　日

（あて先）浜松市長

所　在　地
団体の名称
代表者氏名
連絡先　℡

令和〇〇年度　実施状況報告書

令和　　年　　月　　日付け浜松市指令〇〇第　　号により交付決定を受けた浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金について、浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金交付要綱第１４条第２項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり実施状況を報告します。

記

１　認定事業の名称

２　対象期間
年　　月　　日　～　　年　　月　　日

３　認定事業の実施状況

４　認定事業の収支状況

第８号様式（第１５条関係）

令和　　年　　月　　日

（あて先）浜松市長

所　在　地
団体の名称
代表者氏名
連絡先　℡

令和〇〇年度　実績報告書

令和　　年　　月　　日付け浜松市指令〇〇第　　号により交付決定を受けた浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金について、浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金交付要綱第１５条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり実績報告をします。

記

１　認定事業の名称

２　認定事業の実施状況

３　認定事業の収支状況

第９号様式（第１６条関係）

浜〇〇第　　号
令和　　年　　月　　日

様

浜松市長

是正指示書

令和　　年　　月　　日付けの投資等報告書を審査した結果、下記のとおり、浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金交付要綱第１６条の規定により是正を指示します。

記

１　認定事業の名称

２　是正の内容

３　是正の理由

第１０号様式（第１７条関係）

認定事業収支報告書

１　収入の部　　単位：円

年度	区分	決 算 額	予 算 額	比較		備　　考
				増	△減	
	交付金					
計						

２　支出の部

年度	区分	決 算 額	予 算 額	比較		備　　考
				増	△減	
計						

※　収支が証明できる書類を添付してください。

第１１号様式（第１７条関係）

令和　　年　　月　　日

（あて先）浜松市長

所　在　地
団体の名称
代表者氏名
連絡先　℡

認定事業終了報告書

認定事業が終了しましたので、浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金要綱第１７条第１項の規定により報告します。

認 定 事 業 名	
実　施　時　期	年　月　日（　）　～　　年　月　日（　）
実　施　場　所	
事業の成果 （事業の成果及び収支が分かる資料を添付）	＊具体的に記入
備　　考	

第１２号様式（第１７条関係）

浜〇〇第　　号
令和　　年　　月　　日

様

浜松市長

認定事業終了報告審査結果通知書

令和　　年　　月　　日付けにて提出のありました認定事業終了報告について、審査した結果、下記のとおり浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金交付要綱第１７条第４項の規定により通知します。

記

１　認定事業の名称

２　審査結果

３　是正指示事項

４　是正指示の理由

第１３号様式（第１９条及び第２０条関係）

浜〇〇第　　号
令和　　年　　月　　日

様

浜松市長

浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金交付決定兼確定取消通知書

令和　　年　　月　　日付け浜松市指令〇〇第　　号により交付決定した浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金について、下記のとおり交付決定を取り消します。

記

１　認定事業の名称

２　取消の内容

３　取消の理由

第１４号様式（第１９条関係）

浜〇〇第　　号
令和　　年　　月　　日

様

浜松市長

浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金返還命令書

令和　　年　　月　　日付　　第　　号で交付決定を取り消した交付金について、浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金交付要綱第１９条第３項の規定に基づき、下記のとおり交付金の返還を命ずる。

記

返還を命ずる額

金									円

※１　指定の納入通知書により納付すること。
※２　指定の納入通知書に記載された納期限までに納付すること。納期限を過ぎた場合は、遅延損害金を請求します。

第１５号様式（第２０条関係）

浜〇〇第　　号
令和　　年　　月　　日

様

浜松市長

浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金変更交付決定兼確定通知書

令和　　年　　月　　日付け浜松市指令〇〇第　　号をもって交付決定した、浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金交付決定額を次のとおり変更交付決定します。

記

１　認定事業の名称

２　変更交付決定金額

金									円

３　理由

第１６号様式（第２１条関係）

浜〇〇第　　号
令和　　年　　月　　日

様

浜松市長

浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金納付通知書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付を確定した浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金について、浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金交付要綱第２１条第３項の規定により、次のとおり市への納付について通知します。

記

１　納付する額

金									円

２　交付金額　　金　　円

３　交付年月日　　令和　　年　　月　　日

４　納付する理由

５　納付期限　　令和　　年　　月　　日

第１７号様式（第２４条関係）

令和　　年　　月　　日

（あて先）浜松市長

財産処分承認申請書

申請者　住所又は所在地
名　　称
代表者役職・氏名
※代表者名は代表者の署名または記名押印。

浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金により取得した財産について、浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金交付要綱第２４条に基づく財産処分の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

１　処分財産の内容
（１）名称
（２）所在地
（３）数量
（４）取得年月日及び経過年数
（５）残存年数（耐用年数比）
（６）全体事業費、補助額及び補助率
（７）その他

２　処分の方法、理由等
（１）処分の方法
（２）処分の理由
（３）財産処分納金額及び算定根拠
（４）処分予定年月日
（５）その他

第１８号様式（第２４条関係）

浜 産 ス 第　　号
令和　　年　　月　　日

様

浜松市長

財産処分承認通知書

令和　　年　　月　　日付け申請のあった財産処分承認申請について、浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金交付要綱第２４条の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

１　処分財産の名称

２　財産処分納付金額及び算定根拠

３　その他

第１９号様式（第２４条関係）

令和　　年　　月　　日

（あて先）浜松市長

財産処分報告書

申請者　住所又は所在地
名　　称
代表者役職・氏名
※代表者名は代表者の署名または記名押印。

浜松発スタートアップ創出支援事業費交付金により取得した財産を処分したので関係書類を添えて報告します。

１　処分財産の内容
（１）名称
（２）所在地
（３）数量
（４）取得年月日及び経過年数
（５）残存年数（耐用年数比）
（６）全体事業費、補助額及び補助率
（７）その他

２　処分の方法、理由等
（１）処分の方法
（２）処分の理由
（３）財産処分納金額及び算定根拠
（４）処分年月日
（５）その他